

＊不妊治療の助成内容が変わります＊

高千穂町では、不妊治療を受ける方へ治療費の助成を行っています。

令和5年11月8日より宮崎県が不妊治療費支援事業を開始したことにより、令和5年4月1日以降に治療を開始された方で、令和5年11月20日以降に申請書類をとりに来られる方の助成方法が変わります。

県の不妊治療費助成に該当される方は、県(窓口:高千穂保健所)の給付決定後に、町の申請(窓口:げんき荘)をさせていただきます。

なお、令和5年4月1日より前に治療を開始されている方は、助成方法が異なりますのでお問い合わせください。

妊活応援助成金給付事業

【対象者】 助成の対象となるのは、次のいずれにも該当する方です。

- ・高千穂町に夫婦のいずれかが1年以上前から住民票を置き住んでいる方で、今後も1年以上継続して定住される見込みのある方
- ・治療期間中及び申請日において法律上の婚姻をしている夫婦または、※事実婚関係にある方
- ・国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入、もしくは生活保護を受けている方
- ・治療開始日における妻の年齢が43歳未満である方
- ・医療機関で不妊治療が必要であると認められている方
- ・他の市町村から不妊治療にかかる助成を受けていない方
- ・町税等の滞納がない方
- ・高千穂町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団関係者でない方



対象となる治療	助成内容と助成額
<ul style="list-style-type: none"> ・不妊にかかる検査 ・不妊治療のためにおこなう投薬、処置など(排卵誘発・人工授精・体外受精・顕微授精など) <p>○宮崎県不妊治療費支援事業では、生殖補助医療(体外受精や顕微授精等)のうち保険適用後の自己負担分及び保険適用後の治療と合わせて行った先進医療について対象</p>	<p>治療費自己負担額の全額を助成</p> <p>ただし、宮崎県不妊治療費支援事業の助成に該当される方は、自己負担額から県の助成を控除した額を町より助成</p> <p>※以下は自己負担額に含まない</p> <ol style="list-style-type: none"> ①文書料、食事療養費標準負担額、個室料等の直接的な治療費でない費用 ②高額療養費制度など、当該治療に対する他の法令に基づく給付及び付加給付の金額 <p>詳しくは、宮崎県不妊治療費支援事業をご覧ください。</p> 

【必要書類】※▲印は、県の助成に該当される方は不要

- ・高千穂町妊活応援助成金給付申請書(様式第1号)
- ・高千穂町妊活応援助成金給付事業受診等証明書(様式第2号)
- ・領収書・明細書の原本(写しでも可)
- ・高額療養費など当該治療に対する他の法令に基づく給付額及び付加給付額を証明するもの
→保険者からの証明書発行に3~4ヶ月ほど時間を要します。その証明書を持って申請にお越しください
- ・夫婦であることを証明できる書類(戸籍謄本または住民票謄本等)▲
- ・印鑑、通帳(申請者名義のもの)、保険証(夫婦分)▲

※事実婚関係にある場合

- ・事実婚関係に関する申立書(様式第3号)
- ・両人の戸籍謄本(写し可。ただし発行日から3ヶ月以内のもの)
- ・両人の住民票(写し可。ただし発行日から3ヶ月以内のもの)

申請手続きは**全て予約制**です。希望される方は、下記担当まで事前にご連絡をお願いします。

担当：高千穂町保健福祉総合センターげんき荘 健やか親子推進係

☎：0982-73-1717 (8:30~17:15 ※土日祝日及び年末年始の休日を除く)



お問い合わせ 町民生活課 国民年金係 ☎0982(73)1203

お得です！国民年金保険料の口座振替

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。

口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので、金融機関などに行く手まが省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

口座振替に割引制度

口座振替には、通常の翌月末振替のほかに、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金前納よりも割引率が多い6カ月前納・1年度前納・2年度前納もあり、大変お得です。

口座振替の申込み方法

納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、町民生活課 国民年金係にお申し出ください。



前納手続きは2月末まで

6カ月前納・1年度前納・2年度前納を希望される方は、2月末までのお申し込みが必要ですので、お早めにお手続きください。

未加入の方は手続きを

国民年金は誰もが加入する制度です。日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入することになります。そのうち、自営業者、学生、フリーター、無職の方は役場の国民年金窓口で加入手続きをしなければなりません。

退職等された方で国民年金の加入がまだの方は、役場国民年金係までご連絡ください。



日本のひなた宮崎県

解雇
休暇・年休
パワハラ
など

時間延長・土日もどうぞ！ 労働相談週間

令和6年
2月3日(土)～2月9日(金)

2月3日(土)・4日(日) 9:00～12:00、13:00～17:00
2月5日(月)～9日(金) 8:30～12:00、13:00～19:00
※通常は平日の8:30～12:00、13:00～17:00

働くあんしんサポートダイヤル
0985-26-7538

相談無料 秘密厳守

☆相談方法：電話、面談(要予約)、FAX、HP上の相談フォーム
☆対象者：県内の事業所などに勤務する労働者及び使用者
☆場所：宮崎県労働委員会事務局(県庁3号館6階)
※2月5日(月)の14:30～16:15は事務局による電話・面談相談以外に労働委員会委員による面談相談も実施します。
申込方法は裏面をご覧ください。

主催：宮崎県労働委員会

点線に沿ってお切りください(郵便はがき可)

郵便はがき

料金受取人払郵便

延岡局承認

8 8 2 1 1 9 0

7 6 6

差出有効期限
令和6年12月
31日まで

高千穂町役場
企画観光課 行

ご住所

電話番号 () -

おなまえ

ペンネーム

※記入がない場合はイニシャルで表記させていただきます